

内閣法制局における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領の改正案に対する意見の募集について

令和5年8月1日
内閣法制局長官総務室総務課

1. 意見募集の目的

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)においては、国の行政機関の長が対応要領を定めることとされています。内閣法制局では、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」(以下「基本方針」という。)に即して、内閣法制局における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領(平成27年内閣法制局訓令第4号。以下「対応要領」という。)を制定しておりますが、令和5年3月に基本方針が改正されたことを受けて、対応要領についても改正することとしました。つきましては、対応要領を改正する上での参考とするため、以下のとおり御意見を募集します。

2. 意見募集の対象

内閣法制局における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領の改正案

3. 意見提出期間

令和5年8月1日(火)～令和5年9月1日(金)

4. 意見提出方法

御意見は理由を付して、次に掲げるいずれかの方法により提出してください。なお、電話での受付はできませんので、御了承ください。

○電子政府総合窓口(締切日必着)

以下の URL から意見提出フォームへ進んでください。

URL: <https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public>

○郵送(締切日当日消印有効)

以下の宛先に送付してください。

〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-1-1 中央合同庁舎第4号館

内閣法制局長官総務室総務課「意見募集」係宛て

○ファクシミリ(締切日必着)

以下の FAX 番号に送信してください。

FAX 番号 03-3581-4049

内閣法制局長官総務室総務課「意見募集」係宛て

5. 注意事項

- 提出いただく御意見は、日本語に限ります。
- 御意見を提出いただく場合は、以下の事項を記載願います。(様式任意)
 - ・氏名
 - ・住所
 - ・所属
 - ・電話番号
 - ・意見(該当箇所、意見内容、理由を記載してください。理由も含め、500文字以内)
- 郵送の場合、封筒表面に「内閣法制局における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領の改正案に対する意見」と朱書きしてください。
- 御意見に対し、個別の回答は行いません。
- 施策一般に関する御意見や他省庁の対応要領案に関する御意見は、この意見募集の対象ではありません。
- 御意見については、提出者の氏名や住所等、個人を特定できる情報を除き、公表させていただきますので、あらかじめ御了承ください。
- 個人情報の保護については、適正な管理を行うとともに、他の用途には使用いたしません。